平成２１年（フ）第１７９号
栃木県足利市山川町33番地７
債務者　椎名　美鈴
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１８４号
栃木県佐野市浅沼町265番地14
債務者　遠藤千代子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１８０号
栃木県佐野市伊勢山町1411番地６　レジデンスイセヤマＢ103号室、住民票上の住所栃木県佐野市飯田町508番地１
債務者　毛塚　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１８３号
栃木県足利市本城３丁目2024番地
債務者　大谷　友幸
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第６２８号
埼玉県日高市大字高萩740―６、住民票上の住所埼玉県川越市新富町１丁目17番地８―201号
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２８２９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台16番１―402号
債務者　成田　大樹
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０２６号
横浜市青葉区松風台27番地42　ヒルトピアⅡ―205号
債務者　桝　　春雄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０２９号
横浜市旭区東希望が丘190番地32　希望が丘ＲＳマンション102号室
債務者　成田早矢香
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３号
岡山県津山市南方中639番地
債務者　田中　善珠
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２８６６号
神奈川県大和市林間１丁目15番31号　サンマンションアトレ南林間102号
債務者　本多　昌一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２６６号
大阪府高槻市芝谷町14番２号
債務者　森永　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６７７号
大阪府守口市高瀬町１丁目11番16号
債務者　中村　康一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７０９号
大阪市東淀川区東淡路１丁目５番４―432号
債務者　徳山　夕子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５６号
大阪府東大阪市御厨南１丁目１番２号　大和マンションＢ棟302号
債務者　小山留美子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２７号
秋田県仙北市田沢湖田沢字沼田77番地
債務者　羽川　信行
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部